

書店活性化プラン

令和7年6月10日

経済産業省

中小企業庁

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

公正取引委員会

文部科学省

文化庁

国土交通省

目次

はじめに.....	2
1. 街の書店の現状.....	3
2. 書店活性化プラン.....	6
I. 読書人口の減少や書店の魅力向上に関する課題.....	6
I-① 書店の販路開拓に向けた支援.....	6
I-② 読書推進人材への支援.....	6
I-③ 活字文化の振興.....	7
I-④ 魅力的な活字文化コンテンツの創出.....	7
I-⑤ 日本の活字文化の海外展開支援.....	7
I-⑥ 文学館など文化施設における先進的な取組への支援.....	8
I-⑦ 書店のリノベーション支援.....	8
II. 地域における書店と図書館・自治体との連携の在り方.....	9
II-① 読書環境整備に向けた関係機関による連携協働モデルの構築・普及.....	9
II-② 書店と図書館における連携の推進.....	9
III. 業界慣行における課題.....	10
III-① 返品抑制に向けた業界を巻き込んだ研究会の開催.....	10
III-② 再販売価格維持契約下でのコスト上昇への対応についての業界団体への説明.....	10
III-③ 著作物の再販売価格維持制度の弾力的運用の推進.....	11
IV. 経営における効率化・省力化に関する課題.....	12
IV-① 書店への RFID 機器の導入支援.....	12
IV-② IT 導入補助金等を活用した書店の DX 支援.....	13
IV-③ 付録付き雑誌のセット組み作業の負担緩和を出版社等に求めることに関する独占禁止法上の留意点についての相談対応.....	13
V. 新規開店やキャッシュレス決済に関する課題.....	14
V-① 書店を活用した地方創生の取組への支援.....	14
V-② 書店経営者のチャレンジ支援、支援施策活用ガイドの周知.....	14
V-③ 書店の新規出店に向けた支援.....	15
V-④ 既存の書店の事業承継に向けた支援.....	15
V-⑤ 中小企業等経営強化法の書店への適用に向けた事業分野別指針の整備.....	15
V-⑥ 業界団体を活用した低廉な決済手数料率の広報.....	15
V-⑦ キャッシュレス決済の導入に向けた環境整備.....	16

はじめに

経済産業省では2024年3月に書店振興プロジェクトチームを立ち上げて以来、書店経営者の方々を始めとした関係者に、直接又は車座を通じてヒアリングを行い、そこで出た課題を「関係者から指摘された書店活性化のための課題（案）」として整理し、関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁と議論の上で、昨年10月に公表、合わせてパブリックコメントを実施した。

その後、パブリックコメントの結果を踏まえ、今年1月に改訂し、「書店活性化のための課題」を公表するとともに、書店活性化における各省庁の対応策について検討を重ねてきた。

今回取りまとめた『書店活性化プラン』は、書店活性化の課題の中で書店特有の課題として挙げた29の課題について、「Ⅰ．読書人口の減少や書店の魅力向上に関する課題」、「Ⅱ．地域における書店と図書館・自治体との連携の在り方」、「Ⅲ．業界慣行における課題」、「Ⅳ．経営における効率化・省力化に関する課題」、「Ⅴ．新規開店やキャッシュレス決済に関する課題」の5つに分類し、政府が単独又は民間と協力して取り組む施策を整理したものである。これらの課題の他に民間で解決すべき課題もあるものと考えられ、こうした課題については、今後、民間主導で解決が図られることを強く期待している。

ここに整理した施策を推進することで、読書文化や文字・活字文化を振興し、出版業界全体のバリューチェーンにおける構造調整などを進めつつ、地域の文化拠点たる街の書店の活性化を図っていくことが重要である。

引き続き、本プランを発表後も、各省連携により、継続的に見直し、必要な課題の整理や本プランのメニューの調整を行い、取り組みを進める。

なお、その上で、次に取り組むべき課題としては、既に書店がない自治体において、書店をいかに新設・継続し、地域の教育力への貢献を果たしていくか、という点にある。その際、地方創生交付金などの支援主体であり、公共図書館の運営者である市町村の首長の参画が欠かせないことを書き添える。

令和7年6月

1. 街の書店の現状

街中にある書店は、地域住民にとって、多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点であり、様々な考え方を吸収し、受け入れられる国民性と深く結びついており、国力の源にもなっている。それだけでなく、書店が作品の魅力を伝え販売することで、作家に対価が還元され、更なる創作につながるという、創作の好循環をもたらす機能も果たしている。

また、我が国のコンテンツ政策の観点から、アニメや映画の原作は漫画や小説が多く、本や雑誌はコンテンツの「源泉」ともいえる。特に少年少女向けの漫画雑誌の流通において、書店が極めて重要である。

一方で、一般社団法人出版インフラセンターの書店マスタ管理センターが集計しているデータによると、2014年から2024年にかけて総店舗数は14,658店から10,417店まで減少しており、新規開店も減少傾向にある。(表1)

また、一般財団法人出版文化産業振興財団による2024年11月時点の調査では、全国の無書店自治体は493自治体にのぼり、全国のおよそ28%の自治体には書店が存在しない。(表2)

こうした背景には、紙の本の販売不振がある。特にこれまで書店の経営を支えてきた雑誌の販売額は、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所によるとピーク時である1996年の1兆5633億円から年々減少を続け、2024年には4119億円にまで落ち込んでいる。

加えて、こうした無書店自治体は、図書館がないことも多く、地域住民、特にネット情報や電子書籍の利用が少ない高齢者や幼児等にとって、読書活動を取り巻く環境は厳しい状況にある。

公益社団法人全国学校図書館協議会による「第69回学校読書調査」では、高校生の約2人に1人(48%)は1か月に1冊も本を読まないとされており、不読率が高まっているほか、文化庁による「令和5年国語に関する世論調査」では、約6割が「1か月に1冊も本を読まない」と答えるなど、全国的にも読書離れが進んでいる状況を示している。

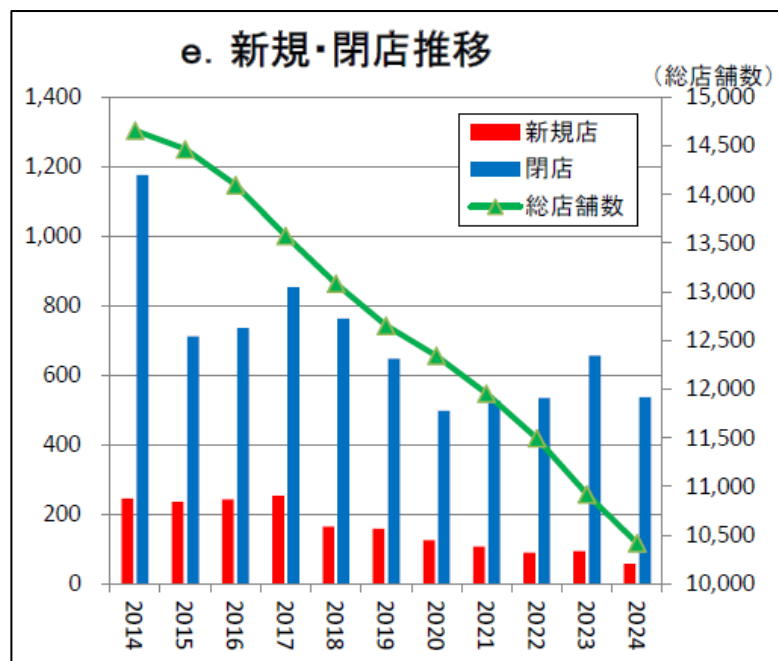


表 1：書店の新規開業、閉店推移

(出典) JPO 書店マスタ管理センター

https://www.jpoksmaster.jp/Info/documents/top_transition.pdf

都道府県	無書店自治体	無書店率	1書店自治体
北海道	78	41.6%	52
青森県	16	40.0%	7
岩手県	7	21.2%	11
宮城県	10	28.6%	10
秋田県	8	32.0%	4
山形県	11	31.4%	9
福島県	29	49.2%	11
茨城県	6	13.6%	8
栃木県	3	12.0%	6
群馬県	11	31.4%	7
埼玉県	6	9.5%	14
千葉県	13	24.1%	6
東京都	7	11.3%	6
神奈川県	7	21.2%	6
新潟県	7	23.3%	4
富山県	2	13.3%	0
石川県	1	5.3%	1
福井県	2	11.8%	5
山梨県	9	33.3%	4
長野県	42	54.5%	13
岐阜県	8	19.0%	9
静岡県	4	11.4%	7
愛知県	2	3.7%	4
三重県	6	20.7%	6

都道府県	無書店自治体	無書店率	1書店自治体
滋賀県	2	10.5%	5
京都府	5	19.2%	4
大阪府	5	11.6%	8
兵庫県	2	4.9%	4
奈良県	21	53.8%	5
和歌山県	8	26.7%	12
鳥取県	8	42.1%	6
島根県	5	26.3%	3
岡山県	5	18.5%	7
広島県	0	0.0%	7
山口県	5	26.3%	1
徳島県	9	37.5%	4
香川県	0	0.0%	5
愛媛県	4	20.0%	3
高知県	16	47.1%	10
福岡県	20	33.3%	10
佐賀県	4	20.0%	8
長崎県	5	23.8%	3
熊本県	22	48.9%	8
大分県	2	11.1%	4
宮崎県	10	38.5%	7
鹿児島県	17	39.5%	7
沖縄県	23	56.1%	4

表2：都道府県別無書店自治体数調査（一般財団法人出版文化産業振興財団調べ）

2. 書店活性化プラン

I. 読書人口の減少や書店の魅力向上に関する課題

公益社団法人全国出版協会出版科学研究所によると出版産業の販売金額は 1996 年をピークに減少傾向にあり、特に紙の雑誌・書籍の販売金額は、2022 年にはピーク時のおよそ 40%程度にまで減少している。また、公立・私立文学館や作家・文学者の記念館においても来館者が減少している。また、大手取次会社の日本出版販売株式会社の「2023 年度決算」によると、コロナ禍以降、客単価には大きな変動はないものの、客数は大幅に減少していることが示されている。

上記を踏まえると、書店の売上を伸ばしていくためには、読書文化や文字・活字文化の活性化を含めた、来店動機を作っていく必要がある。

また、街の書店であっても、地域住民にとって必要な商材や機能を揃え、その書店にしかない特色を出していくことが求められている。併せて、書店に入ること的心理的障壁を感じるという人もいる中で、人を呼び込むためには、イベント等の取組も重要であり、書店ならではの体験や書店の持つ意義や楽しさを感じさせることも必要である。そのためには、「絵本専門士」や「認定絵本土」、「朗読指導者」や「読書アドバイザー」といった読書推進人材との連携が求められる。

■具体的な施策

I-① 書店の販路開拓に向けた支援

- ・ 書店の来客数の増加等に向けた販路開拓に資する取組について、令和 6 年度補正予算「小規模事業者持続化補助金」による支援を実施する。また、新事業への挑戦など新分野展開等への取組については、「中小企業新事業進出補助金」において支援を実施する。【中小企業庁】

I-② 読書推進人材への支援

- ・ 今後、読書人口を増やしていくには、本に触れる機会を幼児期から増やしていくことも重要であり、幼児を含む子供たちをはじめ、広く大人にとっても豊かな心を育む絵本を普及させるとともに、子供の読書活動を推進すべく、独立行政法人国立青少年教育振興機構において認定を行っている、「絵本専門士」「認定絵本土」等の読書推進人材等を含めた社会教育人材

の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・広報に向けた事業の検討を行う。

【文部科学省】

I－③ 活字文化の振興

- ・ 令和7年度当初予算「文字・活字文化資源活用推進事業」において、地域における文字・活字文化の発信拠点・担い手である書店や出版社、文学館、図書館、大学等関係機関が連携し、協働するなどして実施する地域の文芸作品等をテーマにした読書会、展示会や地域観光資源を活用した読書機会の提供といったイベントなど特色ある取組を支援する。このようにして文字・活字文化の振興モデルの構築を行い、文字・活字文化の発信拠点・担い手（書店、出版社など）の活性化、文字・活字コンテンツの再発見、活用、親しみ、触れる機会を増やし、地域における知識基盤社会の充実を図っていく。【文化庁】

I－④ 魅力的な活字文化コンテンツの創出

- ・ 我が国の活字文化に対する需要を喚起するためには、魅力的な作品（コンテンツ）を生み出す作り手であるクリエイター等の支援も必要である。令和5年度補正予算で措置したクリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業において、若手クリエイター等の育成体制を強化し、クリエイター等が生み出す作品の付加価値を高めるとともに、世界への発信を強化することでグローバルに通用するクリエイター等の育成を促進し、作品の国際的な評価を高めることによって、その作品が国内においても再評価され、書店へのインバウンドや日本国内での作品の再認知による売り上げの拡大などの需要喚起につなげる。【文化庁】

I－⑤ 日本の活字文化の海外展開支援

- ・ 令和7年度当初予算「活字文化のグローバル展開推進事業」において、コンクールやワークショップの開催による翻訳者の発掘・育成支援、日本の作品を海外でライセンスアウトする際に必要となる企画書の翻訳費用支援、海外の図書館等への導入を促進するための課題についての調査や必要な支援を行う。これらの取組を通じ、海外において我が国の活字文化に対する需要を喚起するとともに、その国際的な評価を高めることで、国内においても活字文化が再評価され、その需要が喚起されていくことにつなげる。【文化庁】

I－⑥ 文学館など文化施設における先進的な取組への支援

- ・ 読書人口の増加には文学館等の充実も必要であり、令和7年度当初予算「博物館機能強化推進事業」では、例えば、「ことば」で地域の魅力を表現する創作ワークショップや、目の不自由な方や小さな文字が読みにくい方、日本語を読むことが困難な方等の文学へのアクセシビリティを高める取組など、文学館を含む博物館が地域の関係機関と連携して地域的・社会的課題解決を図る仕組みづくりを支援する。【文化庁】

I－⑦ 書店のリノベーション支援

- ・ 地域の書店が、当該地域の価値向上に資する新事業開拓に取り組むために、建物等施設のリノベーションを行うにあたり、地域金融機関や地方公共団体等と民間都市開発推進機構が連携して、一定のエリアにおける連鎖的な民間まちづくり事業等を支援するために組成する「まちづくりファンド」を通じて、その整備費を出資等により支援する。【国土交通省】

Ⅱ．地域における書店と図書館・自治体との連携の在り方

地域に根ざした読書環境醸成のためには、書店と図書館の連携が図られることが重要である。読書環境を整備することにより、将来の読者を育むことが書店振興にも繋がるものである。

文部科学省が令和6年6月に取りまとめた「図書館・書店等連携実践事例集」のように、各地域それぞれの取組として連携事例は生まれてきているものの、「関係者から指摘された書店活性化のための課題」でも挙げたように、図書館の複本購入、新刊貸出による書店の売上への影響、納入の在り方等については、未だ連携が不足しているとの指摘もあり、こうした取組が全国的に広がることが期待される。

■具体的な施策

Ⅱ－① 読書環境整備に向けた関係機関による連携協働モデルの構築・普及

- ・ 自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、読書環境の整備・改善に向けた連携協働モデルの構築・普及を行い、読者へのアクセスの確保、読書を通じた地域の活性化、読書を支える人材の育成を図る。【文部科学省】

Ⅱ－② 書店と図書館における連携の推進

- ・ 図書館における複本購入等や新刊貸出の状況、地域の書店からの図書の購入及び装備費の扱い等について、令和7年度に実態調査を行う。
また、文部科学省の有識者会議において、図書館と書店等関係機関が連携していくうえでの課題を含め、図書館・学校図書館の運営の充実について検討を行う。【文部科学省】

Ⅲ．業界慣行における課題

我が国では、著作物における独占禁止法の適用除外（以下「再販売価格維持制度」という。）により、出版社が書店等との契約に基づき全国一律の価格で本を販売することが可能となっている。

また、委託配本制度により、出版社から取次、取次から書店に対して、本の販売を委託する仕組みが取られており、輸送料を負担すれば、返品が可能となっている。

こうした制度は、全国の文化水準の向上や多種多様な本の出版を可能とするなどのメリットがある一方で、本が売れなくなり、かつ、様々な費用の上昇が続く現在ではデメリットも指摘されるようになってきている。

再販売価格維持制度においては、一部商品で出版社が値引き販売を許容する時限再販や部分再販の取組が進められているが、現在では限定的なものに留まっていることから、こうした取組が適切に普及することが求められる。

また、委託配本制度に起因する返品率の高止まりは、サプライチェーン全体のコストの増加を招いており、適正配本の必要性が高まっている。

ネット書店が、様々な形で実質値引きをしている実態があり、問題との指摘もある。

■具体的な施策

Ⅲ－① 返品抑制に向けた業界を巻き込んだ研究会の開催

- ・ 委託配本制度により、書店から取次、出版社への返品が可能になっており、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所書籍でおよそ 33%、雑誌でおよそ 44%の返品が発生している。サプライチェーン全体のコストとなっている返品の削減に向けた施策・適正配本に向け、業界として取り組むべき施策を検討するため、令和 7 年度において業界関係者を集めた研究会を開催する。民間プロジェクトにおいては、返品削減によって生じる利益は、サプライチェーンの各主体間の配分見直しによって、書店の活性化に繋がっている例もある点に留意する。【経済産業省】

Ⅲ－② 再販売価格維持契約下でのコスト上昇への対応についての業界団体への説明

- ・ 再販売価格維持契約を締結して定価販売を行うかどうかは、当事者間で判断されるものであり、当該契約の締結が制度として義務付けられているも

のではない。今後刊行される書籍や雑誌について、再販売価格維持契約が締結される場合、書店が店舗運営コストの上昇に対応できるようにするためには、当該契約において価格決定権を有する出版社が書店経営の実情を踏まえ価格決定を行うか、又は、書店側のマージン比率を高めることが考えられる。これらの点について、出版社や書店の業界団体に説明を行っていく。【公正取引委員会】

Ⅲ－③ 著作物の再販売価格維持制度の弾力的運用の推進

- ・ 著作物の再販売価格維持制度における弾力的運用の一環として、情報鮮度や需要が時間の経過とともに変動した書籍や雑誌について、書店が自主的に値引きを行う「時限再販」の取組や、出版社が一部の書籍や雑誌を当初から非再販商品として発行する「部分再販」の取組を従来、促しており、今後も出版・書店業界に働き掛けていく。【公正取引委員会】

IV. 経営における効率化・省力化に関する課題

出版業界は、年間約 7 万点、1 日あたり 200 点が刊行される多品種少量生産かつ、商品管理が煩雑である産業である一方で、街の書店を中心に POS レジの普及も進んでいない状況があり、それ故、棚卸にかかる作業負担が大きく在庫管理等に課題が残る。

また、ファッション誌などで見られる付録付き雑誌において、雑誌と付録が別で到着することにより、セット組み作業が書店側にとって多大な負担となっている等、店舗オペレーションの課題も多い。

こうした中で、最近ではコミックを中心とした RFID (Radio frequency Identification) の導入実証が進められている。これは書籍の単品管理を可能とし、棚卸等の作業を簡略化できるほか、万引き抑止にも効果的である。また、単品管理が可能となることで、商品ごとの条件付与も可能となり、例えば買切によるマージン比率の向上等の活用も考えられる。

RFID を業界のインフラツールにしたいといった声もある一方で、出版社においては刊行する書籍へ一枚ずつ導入するコストがかかること、書店においては RFID を読み取るための機器への設備投資を必要とすること等導入には課題も残る。

■具体的な施策

IV-① 書店への RFID 機器の導入支援

- 我が国では、本の流通にあって、出版社、取次、書店を通じた共通のデータ基盤が無く、本の出版、書店の経営改善、返品抑制にあたり、データを効果的に活用することができない。このため、出版業界への RFID の導入を促進する。これにより、書店の経営においては、購買傾向分析の促進、棚卸業務の効率化、万引き防止、適時の配本等を実現する。なお、RFID は単品管理が可能となるため、利益配分のツールとしても活用できる点にも留意すべきである。特に、小規模書店における導入効果については、令和 6 年度補正予算「クリエイター事業者支援事業」において検証し、将来的な DX 化、データ管理の推進を支援する。また、書店店頭で必要となる機器の導入補助について、「中小企業省力化投資補助金」による支援の対象とすべく調整を進める。なお、民間プロジェクトにおいては、返品削減によって生じる利益は、サプライチェーンの各主体間の配分見直しによって、書店の活性化に繋がっている例もある点に留意する。【経済産業省・中小企業庁】

IV－② IT 導入補助金等を活用した書店の DX 支援

- ・ 店舗における業務効率化や DX に資する POS システムや受発注システムの導入においては、令和 6 年度補正予算「IT 導入補助金」による支援を行うほか、自動精算機の導入においては、「中小企業省力化投資補助金」の活用も可能であることから、こうした制度の周知等を行う。【中小企業庁】

IV－③ 付録付き雑誌のセット組み作業の負担緩和を出版社等に求めることに関する独占禁止法上の留意点についての相談対応

- ・ 店頭オペレーションの課題の一つに挙げられる付録付き雑誌のセット組み作業に関して、その負担の緩和のため、書店側が出版社又は取次会社に対し、付録付き雑誌の取扱手数料の支払やマージン比率の増加を求めること等について、独占禁止法の観点から留意すべき点等の相談が書店等からあれば、適切に対応していく。【公正取引委員会】

V. 新規開店やキャッシュレス決済に関する課題

街の書店を残していくためには、今ある書店を飲食等の新規事業と結びつける等、新しい付加価値を提供していくことに加え、新規出店が増加することも望ましい。従来、新刊を扱う書店を出店するためには、多額の保証金を取次会社に支払う必要があり、それが新規出店のハードルとなっていたが、最近では株式会社トーハンの「HONYAL（ホンヤル）」や楽天ブックスネットワーク株式会社の「Foyer（ホワイエ）」等、少額仕入に対応できるようにする事例も出てきている。こうした取組により、「独立系書店」と呼ばれる個性的な個人経営の小規模書店が増加しているとも言われており、本屋を開業したいというニーズは依然として存在していると考えられる。他方で、既存の書店では後継者不足に悩まされている現状もあり、後継者に悩む既存書店から書店をやりたい人材への事業承継が進むことが期待される。

関係者からのヒアリングでは、書店に限らず小売業全般の課題としてキャッシュレス決済比率の増加による手数料負担の増加や、入金サイクルによる資金繰りが課題として挙げられた。

■具体的な施策

V-① 書店を活用した地方創生の取組への支援

- ・ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、地域の書店を含む商店街や中心市街地の活性化の取組など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援する。
【内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局】

V-② 書店経営者のチャレンジ支援、支援施策活用ガイドの周知

- ・ 雑誌と書籍の売上が減少する構造的な環境変化の中で、書店の活性化のためには、書店が主体的に、環境変化に対応して魅力的な書店づくりにチャレンジすることが何より必要である。その際には、国が補助や助成により、書店経営者のチャレンジを支援することが重要である。ただ、実際の活用は低いレベルにとどまっているため、令和6年10月に公開した「書店経営者向け支援施策活用ガイド」を随時更新し、書店経営者が活用できる補助や助成などの周知・広報を手厚く行う。【経済産業省・中小企業庁】

V－③ 書店の新規出店に向けた支援

- ・ 書店の開店が増加していくことも重要であり、日本政策金融公庫による「新規開業・スタートアップ支援資金」や、全国の信用保証協会による「創業関連保証」の活用を促す等、書店の新規出店支援を実施する。また、ショッピングセンター、駅ビル、デベロッパー等に対し、書店の入店を働きかける。
【経済産業省、中小企業庁】

V－④ 既存の書店の事業承継に向けた支援

- ・ 地域経済における経営者の高齢化が進む中で、書店が意欲ある経営者に円滑に承継され、地域における役割を維持していけるよう、「事業承継・M&A 補助金」等により、書店の事業承継・M&A を支援していく。【中小企業庁】

V－⑤ 中小企業等経営強化法の書店への適用に向けた事業分野別指針の整備

- ・ 委託販売制度を基本とする書店は、経営管理において通常の小売業とは異なる部分も多い。そのため、書店における中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の活用を促進し、支援措置の一層の利用に向けて、一般的な小売業の指針とは別に、書店向けの事業分野別指針を整備する。
【経済産業省・中小企業庁】

V－⑥ 業界団体を活用した低廉な決済手数料率の周知

- ・ キャッシュレス決済の増加により、その決済にかかる手数料が、特に小規模書店（手数料率は3%台が大宗）の経営の重荷になっている。この問題については、かねてから政府で取組を進めており、手数料の原価の約7割を占めるインターチェンジフィーについて、令和4年に経済産業省、公正取引委員会の要請に基づき、国際ブランド（VISA、MasterCard 等）が公開した。その結果、インターチェンジフィーを昨今では1%台後半～2%台半ばの手数料率が複数事業者から提示されている。ただし、引き下げられた手数料率の認知が充分でなく、多くの書店で未だ手数料率が引き下げられていないことから、小規模書店の大宗に1%台後半～2%台半ばの手数料率が広がるよう、引き続き業界団体等を通じて低い手数料率の周知に努めていく。【経済産業省】

V－⑦ キャッシュレス決済の導入に向けた環境整備

- ・ キャッシュレス決済の増加等により資金繰りに困難をきたす中小企業に対しては、日本政策金融公庫の低利融資制度による支援を行ってきているところであり、本制度の活用を進める。また、最短で翌日に入金されるものや、月に6回の入金を選択できるもの等、様々な決済手段が登場しており、企業のニーズに合わせたキャッシュレス決済を導入しやすい環境整備が進んでいるため、これら決済手段の活用を含め、書店の資金繰りを支援する制度の周知を図る。【経済産業省】